

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善： 継続プロセス

2013年6月21日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対応するためのアクションプランをFATFとともに策定した国・地域として、以下を特定した。これら国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対応するとのハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提供している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、継続的に国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域を特定する。

FATF及びFSRB (FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対応における進捗について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期限内でのアクションプランの履行を要請する。FATFはこれらアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを慫慂する。

アフガニスタン

2012年6月、アフガニスタンはFATF及びAPG(アジア・太平洋FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③全ての金融セクターに対する、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の構築及び履行、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑥クロスボーダー現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを求める。

アルバニア

2012年6月、アルバニアはFATF及びMONEYVAL(欧州FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び②テロ資金供与に関する国際協力の枠組み強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

アンゴラ

2010年6月、及び2013年2月には改訂アクションプランを踏まえて再び、アンゴラはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFはある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資金の没収及びテロリスト資産を遅滞なく特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③効果的に機能する金融情報機関の確保、及び④司法共助実施のための、適切な法律及び手続の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

アルゼンチン

2011年6月、アルゼンチンはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、他国の金融監督機関との協力のための手段を設ける新たな規則を發布したことを含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄の犯罪化及びテロリスト関連資産の凍結に関し残存する欠陥への対応、②金融情報機関及び疑わしい取引の届出義務における残存する問題への対応、③全ての金融セクターに対する、資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの更なる強化、及び④監督に関する国際的な協力手段の実施の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するた

め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

バングラデシュ

2010年10月、バングラデシュはFATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、テロ資金供与対策の法律における必要な改正について可決したこと、及び国連安保理決議を履行するためのテロリズム防止及びテロ資金供与対策に係る法律の改正法の公布を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の履行、及び②効果的に機能する金融情報機関の構築を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

カンボジア

2011年6月、カンボジアは、FATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の改正法の成立を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。しかし、FATFはカンボジアの資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の履行、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び④クロスボーダー現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

キューバ

2013年2月、キューバはFATF及びGAFISUD(南米FATF型地域体)と協働して、

資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、GAFISUD(南米FATF型地域体)の金融情報機関との協力に関する覚書の締結、及び新たな顧客管理措置と疑わしい取引の届出に関する措置の発効を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた重要な進歩を見せている。これらの措置は余りに近時に行われたものであるため、FATFは未だ審査していない。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の欠陥が存在すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③顧客管理措置の改善、④疑わしい取引の届出義務の改善、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び⑥国際協力及び司法共助に関する適切な法律・手続の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行へ取組を継続すべきである。

クウェート

2012年6月、クウェートは、FATF及びMENAFATF(中東・北部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結及び資金洗浄・テロ資金供与対策に係る法律の制定を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。この法律の制定は余りに近時に行われたものであるため、FATFは未だ法律を審査しておらず、次に掲げる事項に関し、どの程度対応されたかを判定できていない。①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③司法共助実施のための、適切な法律及び手続の確保、④効果的な顧客管理措置の構築、⑤特に金融情報機関の運営上の自律性に対処した、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び⑥資金洗浄・テロ資金供与についての疑わしい取引の届出義務に対する金融機関の意識と遵守の確保。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

キルギス

2011年10月、キルギスはFATF及びEAG(ユーラシアFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化を改善する改正刑法の成立を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を示してきた。しかし、FATFは、キルギスの資金洗浄・テロ

資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄・テロ資金供与の犯罪化に係る残存する問題について、必要に応じて、明確にすること及び対応すること、②テロリスト資産を特定し凍結するための枠組みに係る残存する問題に対応すること、及び③全ての金融セクターに対する、十分かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続することを慫慂する。

ラオス

2013年6月、ラオスはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続の構築及び履行、③テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、⑤疑わしい取引の届出義務の創設、⑥全ての金融セクターに対する、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、及び⑦クロスボーダー現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行へ取り組んでいく。FATFは、アクションプランの履行により、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することを慫慂する。

モンゴル

2011年6月、モンゴルはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の改正法の制定、テロ対策法の改正、法人の中央政府登録に関する法律の改正を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な措置の構築及び履行、及び④金融サービス業者の効果的な規制の実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

モロッコ

モロッコが、FATF 及び MENAFATF と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した 2010 年 2 月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に著しい進捗を示してきた。モロッコは、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪範囲の拡大のための改正法の採択、顧客管理措置の義務の拡大や金融情報機関の運営に関して講じた措置を含む、アクションプランの大部分に対処してきた。FATF は、かつて FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

ナミビア

2011 年 6 月、ナミビアは FATF 及び ESAAMLG (東南部アフリカ FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、及び②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続するべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ネパール

2010 年 2 月、ネパールは FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013 年 2 月以降、同国は、資金洗浄防止に関する改正規則及び犯罪収益及び犯罪供用物の凍結、差押、及び没収に関する規則の公布を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②司法共助法制が適切に履行されていることを証明すること、及び③効果的に機能する金融情報機関の構築を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ニカラグア

2011年6月、ニカラグアはFATF及びCFATF(カリブ諸国FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、多くの届出機関が金融情報機関に登録されることを義務付けるための規則の発出、及びテロリスト資産を凍結するための枠組みを創設することを目的とした大統領令の発出を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存していると判定した。同国は、FATF及びCFATFと協働し、①特に現在監督当局に規制されていない主体における効果的な顧客管理措置及び記録保存条件の確保、②資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設、③全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑤テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行へ取り組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ナイジェリア

ナイジェリアが、FATF 及び GIABA(西アフリカ FATF 型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2010年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に著しい進捗を示してきた。ナイジェリアは、資金洗浄及びテロ資金供与を適切に犯罪化するための法律の制定、テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の履行、顧客管理措置の義務が全ての金融機関に適用されることの確保、資金洗浄・テロ資金対策の全体的な監督枠組みの改善を含む、アクションプランの大部分に対処してきた。FATF は、かつて FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

スーダン

2010年2月、スーダンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。最初のアクションプランが策定された後、同国は相互審査を受けており、審査で特定された更なる戦略上重大な欠陥は、改訂されたアクションプランに含まれている。また、改訂されたアクションプランに対しては、新たな政治的コミットメントが示

された。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の履行、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、④資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守のための効果的な監督プログラムの確保、⑤顧客管理措置の改善、⑥資金洗浄及びテロ資金供与についての疑わしい取引の届出義務に対する金融機関の意識と遵守の確保、及び⑦国際協力及び司法共助に関する適切な法律・手続の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

タジキスタン

2011年6月、タジキスタンはFATF及びEAGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化を改善する刑法の改正法の成立を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。タジキスタンは、FATF及びEAGと継続して協働し、①テロ資金供与に関する残存する問題への対応、②資金洗浄に関連する資金の没収するため、及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、及び③顧客管理措置に関する残存する問題への対応を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ジンバブエ

2011年6月、ジンバブエはFATF及びESAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、2013年6月20日に資金洗浄・テロ資金供与対策の法律が成立したことを含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。この法律の成立は余りに近時に行われたものであるため、FATFは未だ法律を審査しておらず、次に掲げる事項に関し、どの程度対応されたかを判定していない。①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、④資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務に対する

金融機関の意識向上と遵守の確保、及び⑤適切な司法共助法制の制定と施行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続するべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを推奨する。

十分な進捗を示していない国・地域

(仮訳)

FATFは、以下の国・地域がFATFと合意されたアクションプランに関し十分な進捗を示したとは、未だ評価していない。アクションプランの大部分の事項、及びないし又は、アクションプランの事項の過半数は対応されていない。仮にこれらの国・地域が2013年6月までにアクションプランの大部分を履行するために十分な取組を行わない場合には、FATFはこれらの国・地域を、合意されたアクションプランを遵守しない国として特定し、加盟国に対してこれらの国・地域に関する欠陥から生じるリスクを考慮するよう求めるとの追加的な措置をとる。

アルジェリア

アルジェリアは FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでのコミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策には一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び③顧客管理措置の改善を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するために、アクションプランの履行において、FATF 及び MENAFATF と協働することを継続すべきである。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを推奨する。

アンティグア・バーブーダ

アンティグア・バーブーダは、FATF 及び CFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示

しておらず、一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、全体的な監督枠組みの改善を継続することを含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行に継続して取り組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善:継続プロセスの対象から除外される国・地域

(仮訳)

ボリビア

FATFは、ボリビアの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2010年2月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をGAFISUDと協働して継続する。

ブルネイ・ダルサラーム

FATFは、ブルネイ・ダルサラームの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2011年6月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をAPGと協働して継続する。

フィリピン

FATFは、フィリピンの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2010年10月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告に

において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題、特に、資金洗浄・テロ資金供与対策の目的のためにカジノセクターを規制すること、及び資金洗浄・テロ資金供与対策の義務の対象に含めることへの対応をAPGと協働して継続する。

スリランカ

FATFは、スリランカの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2010年10月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題、特に、テロリスト資産を特定し凍結するための手続の継続的な履行の確保をAPGと協働して継続する。

タイ

FATFは、タイの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2010年2月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をAPGと協働して継続する。

(以 上)